

認定調査票の基本調査の結果が「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合は、例外給付を受けることができ、山武市の確認は不要です。下記の表を参考にしてください。

対象外種目		厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
①	車いす及び車いす付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
		(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
		(2) <b>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</b>	<b>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者は、山武市への確認手続きは不要。</b> ※主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。
②	特殊寝台及び特殊寝台付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
		(1) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
		(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
③	床ずれ防止用具	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
④	体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
⑤	認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
		(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」または 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
⑥	移動用リフト(つり具の部分を除く)	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
		(1) 日常的に立ち上がり困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
		(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」または「4. 全介助」
		(3) <b>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</b>	<b>生活環境において段差の解消が必要と認められる者は、山武市への確認手続きは不要。</b> ※主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。
⑦	自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
		(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
		(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」